

かろうという事は、その点まで至つたのは事實であります。  
二番（大久保一郎君） 申事で重大な問題であり、田村議員  
さんからもその意見が述べられたが、大々単に業者を入  
れるという事を、一方向的にさうする事はよく、サービス等  
の点から業者を不やした方がよいのではなかつたかと言われ  
ており、その点に對する町長の発言も了解に苦しむ  
点もあり、町長はそれ以上不やしてはいけないという事で、  
又さらに合意を不やしていただきたいという事は当然だと思ひ  
ます。それゆゑ、この營業は発展はしないといつて一か  
ら申事に苦しむ点だと思ひます。この点一私から提案  
申上げたいと思ひます。この値上げに對しては、厚生委員会  
で決定してやらないう事であり、その厚生委員会  
で、水審議を依頼したいという事、ふらつては本日



中へできる事ならばやってみてよくなり、あつたは国会中の建  
造審査にしてやってみてよくなく又理事長も正確な  
いばつたのできないという事を了解する、水審議は大  
いと思ひます。

一十九番（田村祐一君） この案例があり、一月一日から執行す  
るという事については周囲の情勢や今後の過程にわた  
る業者と理事長との関係にわたる申合せをしなければなら  
ない点があると思ひます。その点伺いたいと思ひます。  
一町長（瀧古清蔵君） 本問題に對しては、長時間にわた  
つてあらゆる角度から意見が述べられたが、大々い  
き田村議員から指摘があり、まじした、更情から申し上げますと、  
普通の仕事でないだけに人夫そのもの、其面目にやるほど  
かえりなうという現状、さうであります。今までは人九

百円で働いて頂くようです。この前のストにより千五百円  
に上り、要求してゐる額は千五百円以下ではやらないとい  
う事だ。三人やめの人があるようであり、もし五百円に  
して支給するところがあるから、さうして、さういふやう  
いけないという事で、一月から改正する事なんだから、どう  
にもならないというので、嘆願書がきつて来るわけがあります  
して、新の議会には、さう決定する事は、一月からという事  
でありまして、従つて現段階としては、さういふ事ではないとい  
うの現状である。の、実情であります。

二十九番 田村 昭一 君 先程大久保議員から提案がなされた  
が、その、厚生委員会に付託して審議願いたいという事  
です。その点、私は十分審議してから取り上げてもら  
うたいと思つて、その、厚生委員会に付託する事望につ  
いて、理事者の意見を、さういふ事と聞かされたと思つて、

一 町長 瀬古清蔵 君 大久保議員さんの、お意見の点、その、  
結論的に申し上げると、業者をさういふ事であるか  
先程申上りました通り、やがて完成する処理場に移し  
て、さういふ事と聞かされた。即ち一月から新しく業者をさ  
ういふところ、住民の福利があるとは、さういふ事ではない。さういふ  
事業が、十分に調査し、監督しなければならぬ事だし、  
さういふ研究をしまして、さういふ事と聞かされた。さういふ  
すべからず、問題だと思つて、私も、さういふ事と聞かされた。さういふ  
通り、さういふ事と聞かされた。さういふ事と聞かされた。さういふ  
い、物心の強い子供は、倒れさういふ、さういふ事と聞かされた。さういふ  
仕事と、誰か、さういふ事と聞かされた。さういふ事と聞かされた。さういふ  
あり、さういふ事と聞かされた。さういふ事と聞かされた。さういふ

跡切、大次第でござります。又各市町村の状況をも概観  
して、現段階では、最低線はどの程度だと考え、及び  
す。業者を不やすとする事は、どうも申し上げられ  
ない。もう少し研究して、またお伺いする事はな  
らうかと思ふ。業者の強い要望で不やすとする事  
ならば、それと拒むものはないか。如理場の完成し  
た時には、やはり、くい点の多きはなからうか  
と思ふ。その為、より良い方法をとつた上で、更  
現に極した方がよいと思ひます。一十九番、田村  
祐一君、もう一点お尋ねいたしますが、従業員  
と保償するにも、事業と銘付るにも、その問題が  
ろと因りますか。大体従業員は年令等は別にして  
も、平等に処して、おろすか。要求は千五百円と  
いう事、その点、いふも、非常識のようかと思  
ひます。その点、

実情を調査されたか。どうも、参考を多くし、お聞きしたいと思  
ひます。

一、町長、瀬石清蔵君、現在支給して、おろす、九百円から三百円  
に上げ、千五百円とするわけですか。その他、手袋とか、  
靴とか支給して、おろすか。おろす。しかし、強く要求して、お  
ろす。そのようにおろすわけは、ないか。どうも、現状のよう  
であらう。

一、十九番、田村祐一君、年令的に差があるか。

一、町長、瀬石清蔵君、あまり差はない。どうも、おろす、三十代  
から四十代位と、おろす。

一、三十一番、中西亮蔵君、たゞ、大久保議員から、発言が、お  
ろす。値上げの問題は、厚生委員会としても、なんとか結論が、お  
ろす。いたと思ひます。おろす。値上げについては、良いとしても、業者

と云ふものどうもという点、議決側と理事長との相違は大  
きいと因心します。理事長の説明を聞いておりました。大いなる場  
合は新しくなさる施設に於いて複雑な問題があるのはな  
らうなという事でありまして、かゝるし、適當な業者があるは大い  
な、それと云う行方というのか、議員としてその立場であつたと  
思ひます。理事長もその事と理由があると思ひます。か  
らう点、はつきりした見解を御聞したいと思ひます。

一 町長へ腹を清書 君一 私は大いなる花言には承服できない。  
すばに高木という業者から出されておりました。かしこし、

……（花言するも有り）

四月と五月五日でやるという事ならば住民の福利に自ずか  
ら、四月のまゝで業者を不許すという事は、私は一寸承服  
できない。その点から云え、それはおかしいと思ひます。

一 二 三 番 中田嘉蔵 君一 私は高木という人に同意して云えつ  
言つて、その人ではないんです。他に適當な業者があるなら  
という事を言つておるわけだ……… 花言する者あり

町長としても施設の關係上だめだという事ならば、今すぐ  
という事はなく、新しい如理場か、でも、運送したくな  
ければ、わかないわけだ。高木という業者は、こゝろは、必要  
もないと思ひます。さうした点、お互ひは、つきりして、お  
くべきではなからうかと因心する、聞いておくれであります。

一 二 三 番 大久保 一郎 君一 新しい如理場を完成する事と事も明確に  
し、他からもつてきたものはやらせまいようにしなければなら  
ない。あるいは又もし、適格者があれば、今のやつを、おいた方が、自  
の、ではなからうかと、議決として、言つておるわけだ。適格者で  
ないものを、とりおしても、わけわけは、困る。何人でも、お人です。





いと思えつておりました。今後どうも整備し、又私は業者  
も不やす事に反対してゐるはよく、事情は先程述べ申  
し上げました。結果に於ては如理場建設に伴つて、必要に  
応じ、業者も不やす方が良いつう事で先程から以  
答弁申し上げておりました。

三十一番(中西蔵君) 適当な時期に業者を不やすとつう事で  
すか

一町長(瀬石清蔵君) もちろんさうさう事です。

三十二番(中西蔵君) さうさう事ならば学生委員会でも付託し  
て十分審議がござると思つておる。理事者の説明を  
として、先程の大久保議員の意見に賛成いたします。

三十三番(山下幸三君) 大久保議員の如く問題と、料金の値上げ問  
題が、出た。これは業者の選定問題と料金値上げ



の問題を云々といふと思つておる。業者の選定について、先程町  
長よりその説明がござる。説明がござるは、二万有餘の人  
口のし尿処理問題が業者の内、スムーズに行つてゐるかど  
うかという事、それは十分検討するべきであらうと思つておる。  
やはり、あくまで業者を如何にせよとつう事も一案として  
料金問題を検討すべきと思つておる。

三十四番(山下幸三君) 説明が十分ある業者との問題も十  
分ある。審議して貰ふべき。今後の問題としても公正取引  
委員会も相当うきうきするから、業者の五、六の  
研究して貰ふべき。休憩願ふといふと思つておる。

三十五番(大久保一朗君) さうさう時期的問題もあると思  
つておる。さうさう休憩願ふ。学生委員会を閉つて、  
さういふと思つておる。

一、副議長（渡井明君） 初めおりのしたします。議案第百十号は  
学生委員会に付託し、詳細な審査を願う事とした  
いと同心です。ふたつは、此の議案のりまふか。

（異議なしと時不有あり）

一、副議長（渡井明君） 此の議案をいしと認めて、さう決定いたしました  
可也。委員会の審査報告は、本休館中に初願いたしました  
です。

こゝで暫時休憩いたします。

休憩 午後 五時 三十一分  
開議 午後 七時 四十七分

一、副議長（渡井明君） 休憩前に引き続き、今議案を開きます。  
久松の議題といたします。議案第百十号については、学  
生委員会に付託したものとす。委員長の報告願ひ

福生町議会

ます。

一、十三番（渡井明君） 学生委員長に代つて、審査報告をさ  
せていただきます。仲たは福生町清掃条例の一部を改正  
する案、例案議案第百十号。委員会付託日は昭和  
三十七年十月十九日、第四回福生町議会定例会にわけて、学生  
委員会に付託。委員会開会日、同じく十月十九日、本  
委員会に付託した右議案については、慎重審議の結果  
原案を可決するものと決定いたしました。可也。委員の指  
定については、適確なものが指定をするという事で、本案を  
決意した次第でございます。

一、副議長（渡井明君） ふたつ、委員長報告に対する質疑を  
行います。

一、十九番（田村祐一君） 久松の審査報告をさすとしたが、その

中へ、適正な業者か否かは即刻大いさとする事か、うたわけ  
てあります。その通りに同意でありますか。

一十二番（渡辺健二郎君） 否は否であります。審査報告は  
審査報告として前提条件に、適正な業者か否かは、  
も良しといふはなからうかという事か、とあります。

一十九番（田村祐一君） 否は適確業者か否かは、大いさとする事か、  
うたわけに私はとつたわけです。学生委員会希望として  
業者を大いさという事なうた、否は審査すべき件ではな  
いと困ります。

一十二番（渡辺健二郎君） 適確業者か否かは、大いさとする事か、  
とあります。

一町長（瀬古清蔵君） 適確業者か否かはもう一社不やせという  
委員会の希望のうた、とあります。呼称はうた、とあります。

とうていあり、こういふは、はつきりしてないわけであらう。

一、副議長（渡井明君） 否は、大いさ、質疑と終結とあります。  
おはかりとあります。議案第百十号は、委員長報告の通  
り決するに、決議あります。

（異議なしと決するあり）

一、副議長（渡井明君） 決議なしと決する。とうてい議案  
第百十号は、委員長報告の通り可決とあります。

一、副議長（渡井明君） 日程第十三、四号、郡学校給食の充実  
向上についての陳情書、陳情第百十号を議題に決する。  
事務局長として陳情書の朗読をいたさせます。

（町田誠、今事務局長朗読）省略

一、副議長（渡井明君） おはかりとあります。本件については、給  
食委員会に付託し、詳細な審議を願う事といたします。

思ひますか。ふは此異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「副議長（渡井明君） 此異議なしと認めさう決定いたしました。た。た本件については国会中の継続審査に付したいと因らるるのふに此異議ありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「副議長（渡井明君） 此異議なしと認めさう決定いたしました。副議長（渡井明君） 進む日程第一福生都市計画福生如美平土地区画整理事業施行規定と定めらるる条例の制定について議案第四十九号を議題に役します。」

本件については建設委員会に審査を付託してありまうが、委員長から報告願います。

「二番（山下幸三君） 議案第四十九号について審査報告を申し

上げます。」

### 議案審査報告書

一 件名 福生都市計画福生如美平土地区画整理事業施行規定と定めらるる条例の制定について（議案第四十九号）

一 委員会付託月日 昭和三十一年十月二十二日 第三回福生町議会定例会に於いて建設委員会に付託

一 委員会開会月日 昭和三十一年十一月十日 六一回

昭和三十一年十一月十日 六二回

本委員会に付託された議案については慎重審査の結果、東京を可決すべきものと決定した。右のとおり報告いたします。

昭和三十一年十一月十日

建設委員会

福生町議会議員

石川信義 殿

おたふ内容につきまして、仲事に慎重審議をうけましまし  
て、特にその内容も不鮮明な点があるのではないかとも思  
われますが、今後の重要なポイントには委員の定数があり  
その問題のやほり大きく、坪数減り等と当然、委員数も  
減員されるという点については、本委員会の決定されたわ  
くの中で十分審議していただくという事で、本委員会とし  
ては決定した次第でございます。よろしく、慎重審議のまじり  
願いたいと思います。

一、副議長 渡井明君一　　そのより便覧を行います。

一、二二番 中西老蔵君一　　くさすの報告に異議ありませんか、一す

箱根街道の点についてお聞きしたいと思っております。この箱根街道は  
田米五十の道路でございますが、図面上は文米に測量さへてあり  
ます。この点について地主さんからいろいろ意見があったので、すか  
一休とそこ中心に計画されたのかという事でござります。その点  
相談があったのかと聞きまして、うんとでもない、何人か相談は  
したのか、それですかに文米になつていふんだという事でござるか。  
一休とそこ中心にして、うろ文米に測量されたのか、附近住民も  
少なくても四十坪、若い所では五十坪もとうろわつたやうな、これ  
はとも生活がございという音が非常にあつて、さうわかるわけ  
あります。紙得がござい場合は反対せざるを得ないという事で  
ござります。その事業決定のさう前に紙得ある説明があつた  
事業の推進のさうものと思ひます。その点については、さう  
答弁を願いたいと思ひます。